



## 最終処分場の場所の相違

### 質 問

- ①相談者：排出事業者
- ② 相談案件：最終処分場の場所の相違
- ③ 相談内容：産廃処理を委託したが、最終処分が終わったマニフェスト伝票E票を確認したところ、委託契約書の最終処分場とは異なる最終処分場名が記載されていた。根本的な防止対策はないか？

### 回 答

1. 産廃処分委託契約について、当初の委託契約書記載と異なる処理施設又は処理方法にて処理されるケースが現実には存在している。対策としては、①マニフェスト伝票のE票の確認を厳しく行う。
2. 委託契約書の長期の自動更新はできるだけ避ける。
3. 二次処分先の現地確認を定期的実施する。
4. 二次処分先の許可証及び処分契約書の写しの提出を一次処理業者に要請するなど。
5. 予防対策は事業者の注意確認義務を果すチェック体制を確立する事。

